

別添3(生命保険契約上の債権を質物とする場合)

社内預金保全のための質権設定に関する約定書

印紙

確定日付

昭和 年 月 日

会 社(甲)住 所

氏名又は名称

㊞

生命保
險会社(乙)住 所

名 称

㊞

労働者(丙)別冊労働者名簿記載の
各労働者

代理人(丁)住 所

氏 名

㊞

甲と丙との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、甲が丙に対し負担する貯蓄金の元金の払戻債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する保全措置として、甲が乙に対して有する生命保険契約の権利の上に、甲が丙を質権者として質権の設定を行うにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の条項を確約する。

記

第1条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

- (1) 丙が甲に対して有する貯蓄金の元金の払戻請求権の保全のために行う質権設定契約の締結
- (2) 本約定書正本の保管
- (3) 質権の目的である別冊生命保険契約明細書に記載されている生命保険契約(以下「生命保険契約」という。)の保険証券(以下「保険証券」という。)の保管
- (4) 質権実行に関する手続(金銭の受領を含む。)
- (5) 生命保険契約に関する第3条第3項及び第4条第3項ただし書に基づく甲の権利行使に対する同意
- (6) 復代理人の選任
- (7) 前各号に付帯するいつさいの行為

2 代理人に変更があつたときは、甲及び新・旧代理人(丁)は、連署の上、乙所定の書面により遅滞なくその旨を乙に届出ることとする。

第2条 甲は、甲が丙に対して負担する貯蓄金の元金の払戻債務の根担保として、それぞれ別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された預金残額を限度として、生命保険契約の満期・死亡保険金請求権及び解約返戻金請求権(解約権を含む。以下同じ。)の上に、丙を質権者として質権を設定することとする。

第3条 乙は、前条の質権の設定を承諾し、保険証券にその旨を裏書する。

2 甲は、前項の裏書した保険証券を丁に交付し、丁は、これを保管する。

3 乙は、丁の同意がなければ当該保険証券の再発行は取り扱わない。

第4条 甲は、第14条第1項又は第2項の期間内は、生命保険契約の保険金受取人の指定変更、保険契約者の変更、保険金額の減額、払済・延長保険への変更、保険契約者に対する貸付その他保険契約の内容を変更するいつさいの権利を行使しないこととする。

2 乙は、第14条第1項又は第2項の期間内は、生命保険料の自動振替貸付は行わないこととする。

3 甲は、第14条第1項又は第2項の期間内は、生命保険契約の満期・死亡保険金又は解約返戻金を請求することはできないこととする。ただし、生命保険契約の中で支払事由の発生した満期・死亡保険金又は解約返戻金については、その金額を除いて計算した担保額が、別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された金額の合計額を超過するに至つたときは、甲は、丁の同意を得て当該満期・死亡保険金又は解約返戻金を乙に請求することができることとする。

第5条 丁は、本約定による質権の目的物を転質することができないこととする。

第6条 第2条の質権は、甲が次のいずれかに該当したときにのみ実行することができるることとする。

(1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 貨金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知することとする。

第7条 質権の実行は、丙が個別に行うことなく、丁のみがこれを行うこととする。

2 丁は、質権を実行しようとするときは、あらかじめ、甲に対し、次に掲げる事項を丙の個人別に記載し、かつ、丙の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求することとする。

- (1) 質権の実行時における貯蓄金の元金の額
- (2) 別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された額
- (3) 第1号又は前号のいずれか少ない額(以下「被担保額」という。)

3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被担保額を合算した額を記載の上、これに署名押印して、丁に交付することとする。

4 丁は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを乙に提出し、当該書面に記載された被担保額を合算した額の金銭の交付を乙に対して請求することとする。

第8条 甲の行方不明その他やむを得ない事情により甲が前条第3項の手続を行うことができないときは、丁は、当該事情を明らかにした書面及び前条第2項に掲げる事項が丙の個人別に記載され、かつ、丙の承認印が押印された書面(以下、本条において「請求書面」という。)を作成し、署名押印の上、これに預金通帳その他預金債権を証する書面を添えて乙に提出し、当該請求書面に記載された金銭の交付を乙に対して請求することとする。

2 乙が前項により請求を受けたときは、丁に対し、必要に応じ、預金元帳その他の資料の提出を求めることができることとする。

第9条 乙は、第7条第4項又は前条第1項の請求があつたときは、丁に当該金銭を交付することとする。

第10条 乙は、第7条第4項又は第8条第1項により丁から提出された書面その他この取引に係るいつさいの書類に押印された甲又は丁の印影が本約定書に押印された甲又は丁の印影と相違ないと認め、当該書面の記載内容に従い金銭の交付等を行つたときは、その取扱いに関するいつさいの責任を免れることとする。

第11条 丁は、第9条により当該金銭の交付を受けたときは、直ちに丙の受領すべき金銭を丙の指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。

第12条 甲及び丁は、乙から請求があつたときは、本約定による被担保債務について遅滞なく報告し、又は、必要な資料を提供することとする。

第13条 生命保険契約が失効した場合でも、当該生命保険契約の復活請求権が存続する間

は、本約定は有効に存続するものとする。ただし、次条により消滅する場合はこの限りでない。

第14条 本約定による質権の存続期間は、昭和 年 月 日までとする。本約定による質権は、その期間が満了したときに消滅することとする。その期間満了前に新約定が締結されたときも同様とする。

2 前項にかかわらず、その期間内に甲が第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、前項の期間の満了後3カ月を経過した日までに第7条第4項又は第8条第1項の請求を行うこととし、この請求がないときは、本約定による質権は消滅することとする。

第15条 本約定による質権が消滅したときは、丁は、質権消滅通知書とともに、保管の保険証券を乙に提出し、質権消滅の裏書きを受けた上、これを甲に返還することとする。

第16条 甲は、甲と丙との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、甲が丙に対して負担する貯蓄金の元金の払戻債務の履行を確保するため、本約定のほかに、丙のために他の保全措置を講じているときは、その契約の明細を乙に通知することとする。将来、丙のために他の保全措置を講じたときも同様とする。

第17条 本約定書は、正本1通及び副本2通を作成し、正本は丁が保管し、副本は甲及び乙
がそれぞれ1通を保管することとする。

(別冊)

生命保險契約明細書

(別冊)

労 働 者 名 簿

昭和 年 月 日

氏 名	⑪	住 所	担保極度額(単位円)
計 名			計 円

上記のとおり相違なきことを認めます。

昭和 年 月 日

会社(甲)住 所

氏名又は名称

⑪